

平成13年 第1回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成12年 3月 9日(金)

午前10時08分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	久 保 寛	議 員
	2 番	野 道 夫	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	5 番	中 村 進	議 員	6 番	山 田 英 次	議 員
	7 番	橋 場 守	議 員	8 番	大 沼 恒 雄	議 員
	9 番	横 山 忠 男	議 員	10 番	山 木 一 男	議 員
11 番	谷 口 清 治	議 員		12 番	吉 田 俊 一	議 員
13 番	絵 内 勝 己	議 員		14 番	杉 本 邦 雄	議 員

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	西 田 篤 正 君		
教育委員会 委 員 長	山 本 秀 雄 君	農業委員会 委 員 長	小 西 義 光 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	平 木 昭 良 君	地域振興課長	松 田 剛 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	健康福祉課長	中 村 幸 雄 君
建設課長	野々宮 宏 君	和風園園長	半 田 昭 雄 君
旭寿園園長	野 原 耕 次 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	久 本 博 美 君	次 長	江 田 哲 郎 君
-----	-----------	-----	-----------

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金 子 幸 保 君 議事係長 浅 野 信 行 君

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）おはようございます。只今定足数に達しておりますので、これより、2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番橋場議員、13番絵内議員を指名致します。

(記録の削除)

○議長（吉田好宏議長）只今町長から、昨日の7番橋場議員に対する答弁の中で、不適切な箇所があり、議事録削除の申し出がありました。議長において、後刻記録を調査して措置することに致したいと思います。7番。

○7番（橋場 守議員）私はその削除するところ、分かっておりますし、当然削除してもらわなければならないと思ってましたから、それから私がモゴモゴモゴと言ったところがあるのです。おそらくテープにも中々入らない読みとれないところがあると思うので、そこも一応削除してほしいのです。

○議長（吉田好宏議長）分かりました。

(一般質問)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。6番、山田議員、緊急医療体制について質問して下さい。

○6番（山田英次議員）6番、山田です。おはようございました。昨日複数の方々から、この問題の質問をされたんですけども、私の方からも再度町長にお伺いしたいと思っております。緊急医療に関するお話でございますけれども、町民は安心して安全快適な日々を過ごす事をこい願っているところだと思うのです。先日1月の、昨日49日の命日だったと思うのですけれども、この方の、私も同じ町内ですので亡くなりましたという事で、すぐその場に行って準備等々して家族が遺体と一緒に帰ってきて、奥さんが涙ながらに

お話をされてるのも、私聞かせて頂いたんですけども、あまり不幸な事なので深く聞くという事もなんですので、すっとう聞いているんですけども、どうしても奥さんの言葉の端はしには納得いかない節がたくさんあったんだろうと思うのです。わたしもその時それで、終わらせてしまいましたので、まあ今日この機会がございましたので、少しでも詳しくわかる方に説明を願えばなど、その説明によってその事柄が今後の町民の医療に対する安全の対策に少しでも役に立てばなという事で、お聞かせ願いたいと思うんですけども、本人が心臓の方というのですか胸が痛いという事で、救急車を呼び、救急車と家の中でもめていたという話も聞いているんですけども、手早く厚生病院の方に連絡をとって搬送し、深川の方に着いたのは本当に素晴らしい救急車で行かれたので、時間はそうとっていないのだと、それで深川の病院へ行ってからは少し時間を置かれたので、本人もずっと救急車を呼ぶ時から、「痛い、痛い」と訴えていたと。ところが向こうの病院に行かれても本人は痛いんだと訴えていたんですけども向こうの医師は、異常がないという事なんです。それで時間が経って、ある違う先生がこられて、これはちょっとおかしいという事で旭川の方に搬送すると、ところが旭川に搬送する時もその手配するのに時間が掛かってしまったと、でもまあ時間が掛かったのは車のせいだというふうに聞いているんですけども、色々な方から聞かされると、もう少し早く手配をすればこんな事にならなかったのだと、もっとこの病気というのか、その病気は何時間で処理すれば普通のように、私のように戻るんだという経験者のお話もされておりました。そういう事になると、家族として大変な思いであったのではなかな。折角病院まで行ってちゃんと時間的にも余裕があったのに、なんでもないと放置されていた。それでそういう事になったんだとすれば、家族として何処に振り上げたコブシを持っていくのか、私自身が置きかえれば、これは個人では出来ない事なのかな、そういう事で行政が、昨日町長が各機関と協議し、最善を尽くして一刻も早くやりますというような答弁をされていましたが、今日に至ってそれがどういうふうな経緯を辿って、明日からこういうふうになりますよというような、きょうゆうした話し合いをした、こういう事に対して置きかせを願いたいなと思うんですが。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の内容につきましては、昨日それぞれ二人の議員さんにお答えをさせて頂いたとおりでありまして、今後それぞれのどういう体制をとれるかどうか、確答する答えを出す事はできませんけども、消防支署或は、私どもの担当する総務課、そういう所にそれぞれお調べいただいて、申し上げました両方の委員会に対応策といいます

か、結果についてのご説明をご説明をさせて頂きたいというふうに思いますので、宜しく
お願い申し上げます。以下、ちょっと個人に係わる部分の質問内容でありますので、一反
休憩をして頂いて、その場でお答えさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）休憩。

10時16分 休憩

10時29分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。6番。

○6番（山田英次議員）一再— お話を聞いていると、関係者が大変苦慮しているという
事は分かるんですけど、それ以上に町民はやはり医療という事に対してやはり沼田アンケ
ートにもあるように大変不満を持っているのが多いと思うのです。それで、素晴らしい自
動車も買われて、少しは安心かなと思うと、こういう事件が、課長さんには大変例をとっ
てやる事にたいして失礼なのかなと思うのですけど、やはりその時、そういう事件が起き
てこの議会があったという事で、やはりそういう事に対して強調したいという事と、それ
からこれは深川の病院が悪いとか、傷病医療が悪いとかいうのではなく、全体的に皆さん
がやはり人の命を預かっているのだという危機意識を持って戴いて、自分が判断できなけ
れば色々な人と相談して、色々な手当をするという事が最大なのではないかなと思うん
ですけど、話に聞いてみますとそんな手落ちしたとか、医療ミスだとか表現するとまた叱ら
れるんですが、そういう結果になったんではないかな。これは家族にしてみれば、そうい
うふうな思いがあるのではないかな。それから先程町長が、しますという表現なんですけ
ど、私達にしてみればそういう事件というか、そういう事故があつて早急に色々な人達と
そういう手当をするというのが普通ではないかなと思うので、一刻も早くやって頂きたい
と思いますし、今皆さんからお話を出ますとやはり何でもそうだ、みたいな本当に困った
事はそこ行って相談するそれが記録に残ってて、こういう事もありました。ああいう事も
ありましたという事が、後日きちんと皆さんに分かるようなやはり、何処かの行政区長さ
んの相談ではなくて行政がきちんと相談を受けて、本当にこれは何処かにきちんとしてお
かなければならない事だということの、手当をやはりして戴ければなと思うのです。
そういうことで、個人ではどうしても出来ない事がたくさんあると思うのです。やはり行
政が、お互いの行政間の繋がりで都合の悪い、歯切れの悪い答弁は先程町長しております
けども、良く分かるんですけれども、その個人にしてみればやはりもどかしさがあるのだ

ろうと思うのですが、その辺、明日からでもすぐやるというお話を聞かさせていただきたいなと思うのですけれども。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃられる意味、主旨は十分理解はしているのですが、明日からすぐやるという事には中々難しいだろうと思うのです。これはさっき申し上げました、消防の内部規定自体もかなり厳しい制限をしておりますから、そういう意味では3月ですから、4月に次長会議があるという事でありますから、その中で今各議員さんからお話のありました事を確認しながら、やはり改善する所は早期に改善してもらわないと、住民の今おっしゃった総合計画のアンケートでも、第1番目に医療に対する不安感というのが住民の皆さんが上げておりますので、私どもとしてもやはり早期に解決する努力をさせて戴きたい。

ただ、申し上げましたように高規格救急車につきましては、昨日申し上げましたまだ3人の方が、病院実習が終わっていないという事で実際の機能を使つての搬送というのはまだ難しい状況でありますから、それも10月に向けてそれぞれ資格の～～を終わって早急にやれるような体制を組んでいきたいと思っておりますので、ご理解戴きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい。それでは以上で、町長に対する一般質問を終わります。次に、教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。

14番、杉本議員。家庭教育の支援と学校教育について質問して下さい。

○14番（杉本邦雄議員）14番、杉本です。子供は国の宝といいますけども、家庭教育から始まって学校教育。非常に将来の国の行き先を決めるというか、大きな影響があると考えておりますが、私もあまり教育については勉強不足で、ひょっとしたら練習なみの質問かという感じも致しますけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ここに書いてありますとおり、沼田町ではあまりここに書いてありますように不登校とか学級崩壊、いじめ、自殺こういうものは少ないのかなと思ひますけど、少なかれいじめとか引きこもりとかこういうものはあるのかなと感じております。そういった中で、今回大きく教育改革をするという事で学校の授業内容も大幅に変わるのかなという事でございます。まあ方針に書いてありますとおり、総合的な学習時間を設ける、奉仕活動とか自然に馴染むという中で、ゆとりの時間を設けて、子供達を健全育成しようという事が今回の基本的に中間発表で示されているのかなと感じております。

まあ、そういう中で1つ目には執行方針にあるとおり幼児期からの教育について、どう

推進されるか。今まで特に地域～～～のバランスの中で、とにかく知育重点式といいますか、後はすこし置き去りになっていたのかなと、このバランスが崩れていたのかという感じもしますし、親と先生の関係もどちらかと言うと、権利主張型と言いますか、義務を忘れて権利ばかり主張する。そういうちょっとバランス的にも崩れたところがあったのかな、こんな感じも致します。そういった面についてどういうふうにお考えなされているか。

それからロの関係については、これが一番大きいのではないかと思いますのですが、国をはじめ社会地域、この全体が同じ考え方、同じルールで子供達を育てないと中々子供達は健全に育たない。片方では、甘やかし100%、片方は叱りっぱなし100%、子供はどちらにいったらいいか、こんな関係になりますけどもやはり親や地域のあり方、これらが良い子を育てるためのしっかりとした同じ考え方、ルール。こういったものが必要でないかなと思うのでありますが、そういったものについてどういうふうにご考えておられるか。

それから国の教育の支援、これも11年度から何か子供たちの行いとか、そういう面で非常に悪いということで、緊急3ヵ年戦略というものが出されているようであります。そういう中では、執行方針の中では一部子供の悩み相談というものが出ておりますけれども、これらも良く読んでみるとあまり具体性がない訳ですけども、特に学校と家庭との支援、これらについては今どうなっておられるか、さらに沼田ではどうされているか。こんな事でお聞きしたいと思います。

それから、最後に書いてありますのは、国の教育改革の中間報告、これに上に若干書いてありますけども、授業がついていけないから3割、5割という話やら、これからの教育内容を3割減らす。そして、総合的な学習時間を設けるというような方針で行かれるような、中間報告でありますけども、これらについて沼田はこれが100%該当するという感じもしませんけども、これらに関係する考え方について教育長の方からお聞かせを戴きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）今、子供の教育が大変問題になっている所です。今回の教育改革というのはその辺に一番重点を置いていることだろうと思うのです。まあ、一番目の幼児期からの教育についてどう推進されるかという事でございますけれど、前回私は12月の議会で申し上げましたが、基本的な事は幼児期の基本的な教育はやはり家庭でやってもらわなければならないという事が、第1番の基本になるのではないかと思います。これにつきましては、執行方針にも一部書いてあるところでございます。ただ、今日幼児の間

題になっております、今日の新聞にも出ておりましたが、子供を虐待している母親が多い訳です。これはどういう事かという、その母親自体がそういう教育を受けていないといえますか、分かっていないといえますか、こういう事で大変失礼かと思いますが、そういう事に気にしているのが一番の問題だろうと、こういうことが教育改革で言っている訳です。ですから、幼児の教育は基本的には家庭でやってもらって小学校にはいるまでには、ある程度基本的な事はマスターしてもらおう。こういう事が前提になるかと思います。その中で今回私も執行方針の中にも書いてございますけども、やはり一貫した家庭、学校、地域社会といえますか、一貫してこれからは教育していかなければならないというのは確かだと思います。教育委員会と致しましては、その3つのルールをどうもっていくかというは大変難しいところがあるのですが、現実今やれる事といえますと、これは町の健康福祉課になると思いますが、幼児の教育或は、親子自由広場等の、場の提供。こういった事をもう少し若い母親の方が利用してもらおう。そこをひとつの大きな太いパイプにして頂く事が大事でないかと思っているところでございます。

そこで教育委員会としまして、そこにパイプをつなげるために今、生涯学習推進室のアドバイザーを置いているところでございますので、そういった場合にアドバイザーを派遣していきたい。そんな事も考えているところでございます。

次に社会地域の役割は、大きな課題であるということは先程言いました3者の一体であります。非常にこの地域の役割は何かというのは非常に難しいものがありますが、今日の今までやってきた事の上に立った視野になるとかだと思います。夢のある子供を地域でどう育てるかという事、地域はそれに対してどう参画するかという事になるとかだと思います。そこで、手っ取り早く今までやっておられる事は、自然体験学習の場において、地域の方が一緒に参加してもらおう。その中で社会のルール感覚だとか、モラルといえますかそういう事を体得してもらおう。そこに、地域との連携が図れるのではないだろうか、こういう事が認識されている訳でございます。合わせてこれからは、インターネットの社会になる訳ですから、そういったインターネットを利用する学校と生徒、あるいは教職員と地域住民との対話、こういう事もこれから必要ではないか。更には、学校と地域住民や、或は企業といえますか一般社会人。あるいは団体。こういった方々と例えば体育だとか文化活動だとか、そういった企画運営に参画していただく。これも地域の役割ではないかと思っております。更には地域住民が自由に参加できる学校の開放講座等に参加して頂く事も、大事な事ではないかと、更には、杉本議員から申し上げておりましたが、これから学校週5日

制になる訳です。それによって、時間が出てきます。そういった時間の中で、子供の放課後の、休日の児童生徒の遊び場といいますか、居場所の提供。そういった事も地域の参画する大きな事業でないかと思っているところでございます。

次に、国の家庭教育の支援も具体性がない。沼田でどうするかという事でございますが、これは非常に難しい問題でして、簡単には答えられる問題では無いのではないかなと、大変色々考えさせてもらいましたが、この家庭教育というのは先程私申し上げましたように、幼児の頃には家庭でまず育てなきゃならないという、そこに原点があるような気がするのです。ですからそこで、家庭教育はどうかというと、やはり町内会あるいは部落で開催される色々な行事、そういったものに親子して参加していただく、そういう所から始めなきゃならないのではないだろうか、それ以上入っていきますと家庭の問題にまで立ち入る事になっていくと思うのです。例えば、お父さんのいる場所、あるいはお母さんの子供に対する、お父さんの教育の仕方といいますか色々な問題があるようですけど、そこまで入っていくとこれはちょっと問題あるんじゃないかなという感じが致しております。ですから、やはり地域の町内会の各行事にまず親子して参加し、そしてその中で年配のおじいちゃん、おばあちゃんとのせっしょうする事もあると思います。そういう所から、家庭教育が成り立っていくのではないだろうかと思っているところでございます。

それから、教育改革の中間報告という事で、それに対する私の感想という事でございますが、これは非常に難しい質問でございます。ただ私も一通り中間については読みさせていただきました。ただ、この中間報告と言われますのは～～の諮問機関である教育改革国民会議から出された中間報告の事なのか、多分その事だと思いますが、これを受けて中央教育審議会で決定して法案として出されるのではないかと思います。先程申し上げました難しい批評といいますか、私の感想になる訳ですが、ただ、私の生き様の中で考えますと、戦後貧しい時代で私は生きて参りました。その中で、小さい時にはそういう貧しい中で自然と我慢といいますか、思いやりというか、大人の姿を見て育ってきているつもりでございます。ただその中で、隣のおじいちゃん、おばあちゃん、こういう人が大変やさしかったり厳しかったり、そういう中からもけじめが教えられてきたような気が致します。

それと二つ目には、家族というものがあつたような気が致します。必ず遊びに出て行く時には、必ず母親は夕食までに、ご飯までに帰ってきなさいと言う。そういうひとつのルールがあつた訳です。そこで帰ってきて、家庭の団欒の場があつて、そういう家庭の場と

いうものが私はあったんではないかと、今はそういった事は希薄になっているような感じが致します。

それと三つ目には、集団の遊びが多かったという事ではないかと思うんです。もともと子供が多かったということが、今は少子化という事で中々集団で遊ぶ事が少なくなったかと思いますが、私が小さい頃には家庭で4人、5人の子供達がいた。その中で、集団の中で遊びがあった。そしてその中でルールが自然と生まれてきていた訳です。そういう事を考えますと、今の子供達を見ますと、個の遊びといいますか、テレビゲーム。それから今は無くなりましたけども、銭湯のマナー。そういうものが全然無くなってきている社会だと感じます。

それと四つは、その頃はあまり大きなデパートも無かった訳です。お店やさんといいますか、雑貨屋さんといいますか、そこに買い物にいったその店の店主、叔父さん叔母さんとのコミュニケーション。そういうものがあったような気が致します。今では、コンビニで非常に便利でそういうコミュニケーションもない。こういった事のベースが、今回の教育改革になっているのではないかなと、そんな気が私は致しております。これが感想といえは感想になるかと思えます。そんなことでご理解頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長） 14番。

○14番（杉本邦雄議員） - 再 - 最後に感想を受けられた4点については、私どもとしても十分理解のできる内容だと思います。そこで、先程ルールという事を言った訳ですけども、分かりやすいルールというのをやはり示してやらなきゃいけないのではないかなと、ある時マスコミで話聞いていたら、こんな話していたんです。戦後から戦時中時代に生まれた人達、その人達はどちらかというと、先程言われた叱られるとか我慢するとかいうのは、4回あったら4回ぐらいまで我慢せと言われたような感じするんですよ。それから我々は戦中戦後の方ですけども、おそらく4回の内1回くらいあめ玉くれて、後は4回我慢せと、そしてそれから10ほど若くなると逆に2回分くらいずつか、もっと若くなると最近の親になると、おそらく1回怒られるか、我慢しろと言われるか後は3回くらいあめ玉という形だと思うのです。そういう中で、子供達はしつけの中で、我慢するとか、そういう厳しさというのは段々植付けられなくなったと、そういう事から考えると最低でも2回誉めたら2回怒るとか、2回我慢したら2回は与えてやるとか、そういうルールを分かりやすく示してやるというか、そういう事で無いと先程、昨日のニュースの中で教育的なという事もありましたけども、そういうルールを簡単に教えてあげると、ああ最近はやっ

と誉めすぎかな、あるいは与え過ぎかなという事が分かってくると思うのです。これがやはり、個々に言ったのでは、これまた難しいと思うのです。そこで、地域・社会と2番目のところに書いてありますけども、その役割が全体の地域の人達も親も、じいちゃんばあちゃんもみんな責任あると思うのです。そこで今、これ道新の3月5日の日に北海道で教育改革道民協議会というのが発足したと、2月14日ですか、これは道の経済連の名誉会長であります、トダカズオさんが会長になって経済界から教育関係者から全て入れて、これを発足させて世論を喚起していくと政策提言もすると、親の地域の在り方等を課題に取上げて行くと載っています。そういった事を考えると、これもよく読んでいくと、こういう事を考え出したのはまだ2件くらいしかないそうです。広島県にあるだけという事ですから、2番目ということですか、そういう事を考えると沼田でもやはり地域全体が考えなきゃいけないという事の中で、例えば町民会館等を使って、それはどんな方法でも良いんですけども、地域の人がみんな集まって同じようなルールの中で先程言ったように、2回誉めたら2回怒るぞと、そういうようなルールを決めていかないと、さて何からやっているのかと、こういうふうになると思うのです。そういう事がやはりできるかどうか、考えてもらえるかどうか、そういう事が私の考え方なんです。

それで学校教育については私も、読んだって全然分からないんですけども、ずっと見ていると基準が3割教育内容が3割減らすという事なんですけど、これが最低限度なのか、最高限度なのか、この辺がちょっと難しいところの取上げ方だと思うのです。3割減らしてこれが基準なんだけども、それが最低の学力として保持するのか、最高の学力として保持するのか、これで大きな差があると思うのです。これらについては、どんな考え方をしていったらいいのか、それによって沼田ではおそらく、3割も5割もついていけない人はいないと思うのですが、この基準というのは又新しく出てくると、さてどんなんだろうと私は私なりの田舎者ですから、そんな考え方する訳です。そういった意味で、どういう考え方におかれるのか、そういう心配もございます。そういった事で、2点ほどさらにお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まず1点目の、ルール決めという事ですが、まあルール決めというのはそれぞれ、家庭で決める事もありますけど、そういった到達度のしていない親が多いからそういったルール決めをしてほしいという事かと思うのですが、これは当然一人二人では駄目なので、その大衆の皆さんの、参加のもとで教育をするといいますか、勉強

会を開くといいますか、そういうことが必要だと思いますので、そういう学習の場を設けるように今後したいなど、それは生涯学習の一環としてやることも良い事ではないかなと思っております。それで、先程申し上げましたが、生涯推進室が教育委員会の中に設けておりますので、そのアドバイザーを講師にしてそういうルール決めの講習会を開いてもいいと私はそう思っているところでございます。

それからこの二つ目の、この3割を削減する事が最低基準なのかどうかという問題でございしますが、これは国が決めている事ですから、果たしてそれが必ずしも最低か最高か私は分かりませんが、ただ、これに対する色々な専門的な見解がございします。といいますのは、既にこのカキザキエイスケという今慶応大学の教授でございしますけども、大蔵省の～局長、後に財務官になった方ですが、この方が言っている事を聞きますと小学校の主要教科が4科目無くなるという事です。それと、80年と90年と合わせて年間500時間の削減になったと、更に、今回概算ですけど500時間削減になると、そうすると70年代に比べると1000時間も時間が削減される。これは非常に教育の低下に繋がるという批判をしております。これは、ある雑誌で私読んだんですが、そういった事から考えますと、確かに教える時間数が少なくなるために、子供の教育という物に負担がかかるのかなと思っておりますが、そこで今新しい学習指導要領によります総合的な学習時間というものが設けられております。この中で、ゆとりある教育といいますか、詰めこみの授業というものをここである程度見直していく事が必要だと、こういう事から、この総合的な学習授業が設けられたと思います。この総合的な学習時間というのは週3時間あるということですから、この中で子供から求められる主体的な授業、そういうものを今後取組んでいくという考え方ですのでご理解頂きたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長） 14番。

○14番（杉本邦雄議員） 一再々ー 1つ目の件については、能力がないからというではなく、総体的に見るとさっき言ったように今の親たちはおそらく4回のうち3回誉められて、子供たちを育てているから、おそらく1回も怒っていないのかなと、逆に言えばそんな事はないと思ひますけど、それに近いのではないかなと。それで隣の親父さん、家でひとつも怒られた事無いのに隣の親父さんに怒られたら、コノヤローという事らしいという、結構そういう犯罪があつたりしますよね。そういった意味で、レベル的にはおそらく、4回のうちほとんど3回誉められてか、4回誉められるかというようなところまで今行っているのかなと、そういった意味では先程教育長さんが言った、厳しさとか4つの項目に殆どあ

てはまると思うんです。そういった面で、そのレベルを平均の50%くらい戻さなきゃいかん、2回怒ったら2回誉めると、これくらいが普通の育て方かなという事での言い方なので、その辺を理解していろんな地域の講習会とかそういう面で、やって頂きたいと思います。

それと先程、道の例を挙げて言ったんですけど、これなんか沼田でやるという話がちょっと聞こえなかったような、私の耳の〜〜〜だったかな。それは〜〜ちょっと、もう1回お願いします。

それと、もうひとつは最低か最高かという基準の問題。これは中々難しいという事は分かりますけども、例えば今その教育改革の中で学校が選べるというような内容もある訳です。それは能力に応じて選べるんですけど、沼田の場合は選べますか、これから沼田の学校行かないでどこか深川の学校行くとか、中には教育熱心な人が札幌に下宿させている、親も一緒に行ってやるくらいの気持ちの人はいないでもないですけど、沼田の場合はどうしても沼田の小学校なり中学校へ行かなきゃならないと思うんです。そうすると、この最高最低の基準というのが非常に難しくなると思うのです。今まではレベルが高すぎて、一律の生徒が出来あがると、これにはついて行けない人がいたと、だけど今度は3割も下げたら、今度はどうなるのかなと、優秀な人がいてもその優秀な能力は活かされないという場合もありえる。そうすると沼田の場合においては、最低か最高かという基準の捕らえ方は、教育委員会なり教育の中までこれは重要な問題になってくるのかなと、私単純で考えてますから、その辺どういうふうに考えているかももう1度お願いします。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）1点目の、子供は誉めてあげなければ育っていかないというのは認識しておりますので、そのアメと鞭じゃありませんが、誉めながら教育をして、しつけをしていく事が大事だと思っておりますので、生涯学習講座の中で、そういう場を設けていきたいという事でございます。

それから2番目の、沼田町における教育レベルの中でどういう位置付けかという事だと思うのですが、今回のこの3割をみますと教育改革の中をずっと読んでいきますと、大体全体の3分の2の学力のレベルに合わせた削減だという事なんです。ですから、66%ですか、平均からすると高い位置に設定をしているようでございます。ただ、沼田においてそれをすぐ、それじゃこのレベルはどうなのかというとこれは学校長の生徒の全体的な、教育レベルを教えて頂かないと分かりませんが、ただこれは昔から今日までそうですけど、

やはり上・中・下という生徒の割合、大体中程度を基準にした教育をされることが1番いいのかなと思いますが、やはりそうすると優秀な子は遅れていくというような問題もあって、いろいろそれは大変な事でないかと思います。それは、学校の中で、やって頂く事です、私からは今の所はっきりした答弁は出来ませんのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に2番。野議員、小学校の英会話授業について質問して下さい。

11時00分 大沼議員 退室

○2番（野 道夫議員）私の方から教育行政について、1点質問致します。小学校の英会話の授業という事でございますが、最近国において、小学校の英会話の授業に取り組まれようとしておりますが、本町においてもこういう取り組み方の考え方が、あるか無いか。

それと国際交流が非常に進んでいる訳でございまして、そういう中でも、小さい小学校の時代から英会話の必要性というものが必要でないかなというふうに考えております。

それと私、今も杉本議員の方から色々と難しい教育問題のお話もされておりましたけれども、やはり新しく教育長が変わられて私もかなり予算の中身も、こういう小学校の英会話等も中にいれながら予算の内容を変えてくるのかなという感じで、私も予算書を期待してみていたんですけども、予算の積算は前年度実績中心で、予算計上されている。こういうのは予算という物ではないんです。予算というのは、1年1年変えていくことが予算であって、同じ物を予算であるんだったら議会も必要無い。役場の職員も必要無い。という事で、私は出来たら私はここに教育のあれも見ましたが、予算の中身でいったら74,000円とか、50,000円とかいうこういう10,000円のやつも同じような数字がずっと出されて、教育振興の中でももうちょっと、この教育振興費の中でこういうような予算も組まれた中で、私は〜〜〜されてるものが〜〜〜期待をしてみてたんですけど、さっぱりそういうのが無いという事も含めて、ご質問致します。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）まず第1点の、小学校の英会話の授業という事でございます。まあ野議員の質問のとおりだと思います。英語は事実上、国際共通語になっておりますので、そのどちらかという日本人というのはどうも英語を苦手としている訳でありますけれども、今日将来は日本においても、第2公用語というくらいに言われておりますので、まあこれからこういう小さい時から、英語に慣れ親しんでいくという事は非常に国際社会においても非常に大切な事でないかなと思っているところでございます。まあ、ご承知のと

おり、既に数年前から英語の指導助手を配置しておりまして、小中高で日常的な簡単な会話が出来るように指導しているところでございますのでご理解を頂きたいと思っております。

それから2番目の、予算の内容が前年どおりだという事でございますが、まあ予算は前年どおりかもしれませんが、少しずつ内容を充実しているつもりでございます。必ずしも金額が同じだから事業は何もやっていない。そう理解してもらうのは大変私としては答弁に困るのですが、そんなことでひとつご理解頂きたいと思います。

11時04分 大沼議員 入室

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に、同じく2番、文化財の指定と保存について質問して下さい。

○2番（野 道夫議員）引き続きまして教育長にお聞きしたいと思います。文化財の指定と保存という事でございますけども、沼田町に文化財は何件くらいあって、その保存に対する支援体制はどのように行われているか、また、歴史的資料は町民から寄贈された物が多いと聞いております。どれくらいあるのかなという感じがするんですが、有償の物も含めて何点あり、保存と目録の整理はどうなっているのか、また、個人が所有しているものの所在と、目録の整備は出来ているのかというような事でお伺いしたい。色々他町村で、こういう文化財的なものについて、途中で非常にその場所から消え去る、無くなるというようなお話も各教育局あたりの色々な話聞きますと、そういうの聞きますけども、やはり真面目な人ばかりおればそういう事無いと思いますけれども、やはりかなり良いものは消えていくと、無くなっていくというお話も聞きます。こういった事は、やはり一般の人が持って行ってるのか、それとも管理している役場の職員が持っていくのか、分かりませんが、やはり役場の職員とか何かは間違いは絶対起こすといけない事になっておりますが、やはりそれと私先程から生涯教育の中でお話されておりますけども、生涯教育の中でも文化財のお話なんていうのは、私今まで聞いた事はございません。それで子供達に色々な教育もしていきたい、色々な話も聞きます。ですけども、やはり沼田町に住んでいる子供達に、沼田の歴史というものを教えていくのが私は、それが沼田町の教育ではないかなという感じがします。そういった事の中で、危惧されたような物もこういう部落の方からこういう貴重なものが寄贈されているんですよという事も、これはやはり子供の教育上、必要でないかなという感じがします。その点、お伺いします。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）文化財の指定保存という事でございますが、まあ野議員さんも内容については知っていて質問されていると思いますが、沼田町が文化財として指定しておりますが道の指定文化財、これは本願寺駅通です。これは保存に対する支援になりますと町の予算を出しまして、修繕等に充てているところでございます。合わせてその管理人も町の方でお願いをして、若干ですけども手当を支給している。管理して頂いているという実態でございます。それと町の指定文化財としては、五つある訳ですが、クラウド15号蒸気機関車、十一面薬師観音像、本願寺越中獅子、沼田町動物化石群、沼田動物化石包含層という五つある訳でございます。それぞれ上から申し上げますと、クラウドについては町が管理、十一面については永徳寺が管理しております。それから本願寺越中獅子については北竜保存会、それから沼田町動物化石群については化石館、沼田動物化石包含層については幌新太刀別の所です。その所の管理は、化石監視員3名の方にそれぞれ教育委員会の方から委嘱して、お願いをしている実態でございます。

それと歴史的資料としての収蔵品の数ですが、3,548でございます。これを全てふるさと資料館に保存しておりまして、それぞれ台帳に分類を致しまして、分類ごとに管理をしている所でございますので、ご理解をして頂きたいと思います。

それから紛失しているという話もございましたが、沼田においてはそういうお話は聞いておりません。

それから、文化財のお話という事でございますが、これは大変私も同感することです。ですので、生涯教育の中でやはりそういった学習の場で、そういう講演をしていくことも大事ななと思っておりますのでご理解をして頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）2番。

○2番（野 道夫議員）一再ー 私も文化財色々な物が、3,548といいましたか、これだけの数があるとは、たくさん小さい物もあるんですけど、これほどあるのかなという感じを私はびっくりしております。

それと、私申し上げていきたいのはこれは文化財かな、指定保存という格好になるのかなと思いますけれども、色んな方からの高価な物を沼田町に寄贈された。そういった物はこれはまた文化財とまた別になると思うのですが、私1回沼田町の役場の3階の会議室にありました、小川トウシュウの額が無くなったものですから、これはどうして無くなったのかなと1回お聞きした事があったんです。あまり行き先が分からなかった、色々調べてみたら小川トウシュウが額の字そのものに、ちょっと欠陥があった、これは素人では分か

らないのだけれども、我々プロは見て分かるので、それを引き取ったという話を聞いております。そして又、別な額が掛けられたという話も聞いたので、そういった事も分かるのであれば即、分かるようにしていかなかったらならないのかなという事と、もと教育委員会にブラジルからワニの剥製なんていうもの、あったんですけども、それもいつ消えたのかわからない。今沼田町におそらく無いと思いますけども、そういったものもブラジルから折角持ってきたんですから、貴重な物でないかなという感じがします。その辺の魚とか、あれとまた違うのですから、私こういったものもどういうふうになくなったのかな。文化財のそういったものはあるのかもしれないけど、こういったものもやはりきちっと整理をしていくことが、私は行政的に必要でないかなという感じがしています。そのへんはどうですか、それだけで私はちょっとお聞きします。

○議長（吉田好宏議長）はい教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）小川トウシュウ先生の書道というのは、世界的にも有名でございまして、大変今では貴重なものになっておりまして、ただこれは町の文化財という事にはならないと思いますので、これは書画という事で、町の方で確か管理されていたのではないかと思います。それから、ワニの剥製はブラジルの方が沼田の人で、行かれてここに帰ってこられた時に記念に持ってこられた、それは私も承知しておりますが、それはちょっと私もそこまで確認しておりませんが、ただこの分類の中のどこかに保管されてしまっているのかどうなのか、それらもちょっと確認してみなきゃならないと思いますが、多分その中には文化財でないですから入れてないと思います。そんな事でご理解をして頂きたいと思います。

11時20分 野議員 退室

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですね。それでは次に7番、橋場議員。道教委の学校調査について、質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）7番。ちょっと杉本議員からの質問の事で、確認しておきたいんですけども、杉本議員は教育内容を3割程度減らすという事を言っているんですよ。教育内容となると、国語や数学の教えた中身が3割という事にとらさってしまうのですけども、これは違うでしょ。1年から6年までの4教科を教えた時間が今度の新しいやつでは、約1000時間、3割程度減るという内容じゃないかと思うんですけど、これちょっとひとつ確認させて頂きたいと思います。

それから、私の質問に入るのですが、道の教育委員会、最初は国の文部科学技術省から、

全国に学校教育の調査依頼というのが出されまして、道から各教育委員会に調査依頼が出される事になりました。その中身は結構範囲の広い物で、中には日の丸君が代の問題、道徳の指導など、教育家庭という中身もあるという事なんです。私は今、教育の問題考える時に全体として、森総理が日本の国は昔から天皇がおさめる神の国であるという発言の中から、非常に教育の中身を反動的に、昔に戻すというような方向が強まっています。

それで今度、新しい歴史教科書を作る会というのが、歴史教科書を作りました。それには、第2次世界大戦を大東和戦争だといって、日本が侵略したのではなくて、止む無く戦って日本が中国や、東南アジアに攻めてったお陰で、色んなヨーロッパや諸国の植民地が開放されたんだなんて、とんでもない記述があるとかいう事で、それが今折角日本がアジアの国と仲間入りを出来そうな中で、こういう教科書が出来たために韓国からも中国からも或は東南アジアからも非難されるような状況が生まれてきている。こういう国際的な問題になるような中身のものを、あえて作ろうとしているんです。私はそれを考えると、戦前私達が教えられてきた中身、全く嘘を教えられて天皇は神様だということを鵜呑みにして、天皇のために死ぬ事が最高の誇りと思わされてきたんです。そういう方向に逆戻りさせられるような気がして、非常に危惧している訳であります。

そこで、調査の内容になっている日の丸、君が代なんですけども、これは学習指導要領の中にもある訳です。そこで1点聞きたいのは、学習指導要領と憲法及び教育基本法とはどちらが優先するのか、この点をひとつ教育長の考え方をお聞きしたいと思います。まず第1点です。

それから1999年8月9日に、国旗及び国歌に関する法律が決まりました。交付されました。それで、六法全集。町にあるやつ。私のやつだったら偽物だと言われたら困りますので、2階にある町の全集からコピーとってきました。これには、国旗及び国歌に関する法律をここに交付すると言っているんです。国旗及び国歌に関する法律。国旗第1条、国旗は日章旗とする。2項に、日章旗の正式は別記第1のとおりとするといって、後ろの方に大きさやなんか書いてあります。国歌第2条、国歌は君が代とする。2項に君が代の歌詞及び楽曲は別記第2のとおりだと書いてあるんです。その次に何書いてあるかというと、施行期日なんです。1、この法律は交付の日から施行する。そしてしょうせん規則の廃止というのがありまして、2、しょうせん規則、明治3年らじょうかん布告第57号は廃止する。日章旗の制式の特例。制度の式です。3、日章旗の制式については、どんな大きさにするかというのは当分の間、別記第1の規定に係わらず寸法の割合について、縦を

横の10分の1とし、且つ日章旗～～～と書いてある。これしかないんです。普通なら、この国民は国旗・国歌を尊重しなさいとか、何とかあるべきなんです。ところが無いんです。何故無いんでしょう。これを皆さん歌いなさいとか、旗を揚げなさいなんて、ひとつもないんです。一体何故、ないんでしょうか。それについて、どう思うかひとつお答え頂きたい。次に、本当はその答えを出さなきゃならない訳なんですけども、尊重義務というのが、条文の無いのは憲法19条に、ひそく及び良心の自由という規定があるんです。ここがあるために、さすがに尊重義務という項目を設けられなかったんです。それで、そういう立場からいうと、これは学校や色んな行事に強制されるべきものではないという事が裏付けられるのではないかと思います。国や道教委の命令を受けて、国旗・国歌を教職員や児童・生徒に押し付けようとしている校長、教頭が一生懸命頑張っているんです。これは教育委員会の方から、指導要領に基づいてやりなさいというからなんです。これでは、教育基本法の第6条というのがあります。教育基本法の第6条2項には、法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって自己の使命を自覚しその職責の追行に努めなければならない。このためには教員の分身、身分は尊重され、その待遇の適正がきせられなければならないと書いてあるんです。次、10条に教育行政、ここには教育は不当の支配に屈することなくと書いてあるんです。不当な支配に屈することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであると書いてあるんです。そして次に、2項にして教育行政は、この自覚のもとに教育の目的を追行する必要が諸条件の整備確立を目標として行わなければならないと、これは教育委員会の仕事なんです。こういう所から言うと、この6条の2と、10条の1には、学校長や教頭は当てはまらないのか、これを守らなくてもいい立場なのか、もし守らなければならない立場であれば、教職員と同じような立場でこれは尊重しなければならないという立場であれば、やはり国旗・国歌法ではただ、国旗はなんだ、国歌はこれだといっているだけなんです。そういう立場からいうと、これはやはり国旗・国歌を強制するというような事があってはならないのではないかと思いますのだけれども、教育長のご答弁を頂きたいと思います。

10時22分 野議員 入室

○議長（吉田好宏議長）どうぞ。

○教育長（篠田繁彦教育長）まあ1点目の、学習指導要領と憲法及び教育基本法、どちらが優先するかという事なんです。その基本的には憲法が最優先するとは思いますが、ただ、実務段階としては全て現場に降りてくるのが、学習指導要領によって全てがなされて

いるという事を、ひとつご理解をして頂きたいと思う訳でございます。

それから、国民に国旗及び国歌の尊重の義務が何故ここに謳っていないかという、条文が無いかという事ですが、これはちょっと私も正直言いまして分からないわけです。まあ、何故無かったのかなと不思議に思うのが率直な気持ちでございます。

それと、そういった中で、今回の学校の調査はすべきではないという結論を言えばそういう事かと思いますが、この調査に至った背景は、すでに橋場議員についてはご承知の事と思いますが、学校運営管理の中で、どうなのかという問題が発生して、それが国会で問題になり、そして道議会で問題になって、調査をしなきゃならなくなった訳です。その中に今、色々な今言った広い項目がある訳ですが、その中の国旗・国歌に対する指導がどうなのかという事かと思いますが、しかし、1 昨年(平成)28年8月13日に国旗及び国歌に関する法律が制定された訳ですから、今までの慣習法から成文法になった訳で、それに基づいて学習指導要領が出てきて、その中で指導しなさいという事でございます。私、個人的な考えとなりますけれども、やはり独立国家としては当然の事かなと思っているところでございますので、ひとつご理解をして頂きたいと思います。

○議長(吉田好宏議長) はい。

○7番(橋場 守議員) 一再― 北海道新聞にも許されない思想チェックと、紙上にも出るくらい、ひどい中身なんです。6条と10条の校長や教頭に対する答えが無かったのも後でまた答えてほしいんですけど、きちっと答えてもらわないと、広報の文書書くのに大変困ってしまうので、ひとつ宜しくお願いします。

そういう事が起きてきていますので、私はやはり、地方分権が叫ばれていまして、ずっとこの議会、この経過の中で町長部局の方は相当国や道に立てついているんです。ところが教育委員会に至っては、全く上の言われるままに動いているようにしか見えないんです。やはり地方分権で、あれですね沼田町の教育委員会独立している訳でしょう。上下のあれは無いんですよ。もうちょっと、沼田はこうだと言って、言う必要があると思うのです。今までの慣例で、どうも上から決められた事には自分の意見出せない、特に議会の中でもなんで日の丸揚げないんだと言われるような人達がいると、教育長もぐっと下がってしまうのだと思うんですけど、ひとつ、やはり独立した教育委員会として、思想調査だけは受けられないという立場をとるべきではないかと思うのですが如何でしょうか。

○議長(吉田好宏議長) 教育長。

○教育長(篠田繁彦教育長) 1点目の、先程の6条の関係、それから10条の関係ですね。

6条の2項なんですが、学校の教員は全体の奉仕者であって、その身分を尊重しなければならないという事でございます。それは当然尊重しておりまして、あくまでも学校教育の中では管理職と、先生が一体となって子供のために努力して頂いている事でございますから、当然これは私は、教育基本法を尊重しているところでございます。それから、10条の1項に教育は不当な支配に屈する事はなく、国民全体に対しての直接に責務をおって行わなければならない。これは、中々すごい素晴らしい文だろうと思うのです。しかし実際問題、現場に入った場合、中々難しいものがあるのかなという感じが致します。

それから教育行政は、自覚のもとに独立、地教委というのはそれぞれ独立の地教委なのだから、独自性をもってやりなさいという事かと思うのです。基本的には、学校と教育委員会と密接な連携を持ち、特色ある学校作りをこれからはしていかなければならないだけに、画一的なものはいらないと思います。そんな事で、できるだけ主体性をもってやっていきたいと思いますのでご理解して頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（橋場 守議員）主体性をもって頑張っていくという事を聞いて、これ以上質問しない事にします。

○議長（吉田好宏議長）次に、教育の基本法の改悪に反対する事についてを質問して下さい。

○7番（橋場 守議員）今の学校の荒れている原因は、今までの教育のやり方が間違っていたという事で、色々と統制を加えてきているのですが、資料を上げましたけれども、日本の子供達が理科と数学は、点数では国際的にずっと上位なんだそうです。ところが、その理科と数学が好きか嫌いかを聞くと、もう最低のほうに嫌いだと、好きでないという方向になっているんです。これは国際教育到達度評価学会というのが国際的な機関がありまして、日本の代表はそこに参加しているのですが、文部省の国立教育研究所が代表として行っているというのです。それで、その機関が定期的に国際数学理科教育調査というのをやっているのだそうです。ここで、何故理科と数学なのかというと、世界中言語が違っているけれども、数学と理科というのは国際共通であるという立場から比較がしやすいという事から、これを行っているそうなんです。この調査によれば、日本の子供達は成績はトップクラスだけど、好きと答えた割合は最低クラスだという事で、資料があったんで書きましたけれど、1999年2月の実施では数学では日本は5番目に成績の面では良いんです。理科は4番目に国際的な順位でいうと点数は良いんです。そこで、同じ調査の中

で、理科は大好きだという人を統計をとってみたら、比率をとってみたら答えた生徒の割合で、数学の方は37カ国調査したんです。その37カ国の内で、好きだと大好きと答えたのは日本は36番目なんです。生徒の割合で言うと48%。約半分が嫌いだという状況です。理科についてはどうかといいますと、23カ国調査して22番目だと。好き、大好きと答えたのは55%で半分以上いたんですけど、こういう結果が出ているんですよ。

何故こんなような結果が出てくるのかということ、ようするに勉強嫌いが日本の学校には蔓延しているという事の現れなんですよ。杉本議員の中にも、分かるので、小学生は何割、中学生は何割という事で質問していましたけれども、そういう事が現れてきている訳です。何故こんな事になったのか、勉強できるけれども点数は良いけれども、勉強は嫌いだというような、どうしてこんな変な事がおきるのか、原因なんですけど、実は5段階評価というのがありましたよね、今は5段階評価ではないですか総体ですか、総体評価ですね。最初に5段階をあれした時には絶対評価なんです。1、2、3、4、5と分けて1はその学校の生徒の何%、2は何%と決めて、これに当てはめなければならなかったんです。そのためには5を採るためには人を押しのけなければ、5は1%か2%ですから。そういう絶対評価があって、子供の中で上になるためには中身が分からなくても、点数だけ良く採れば良い訳です。こういう教育の中身が、競争が第1になっていく。だから中身はわからなくても良かった訳です。この5段階評価は国が決めたんですから、そういう格好にしておきながら、あたかも教育基本法が邪魔でこういうふうになったんだとふうな事を言い始めているんですけど、ある本を読みますと今子供達は塾の先生が言っているんだそうです。子供達、今の社会の状況見て、大学いったってどうせ就職口が無いのだから、勉強する気無いという生徒がたくさん増えてきているというのです。荒れの問題や、勉強をしたくないという問題やら、これは全部社会が子供達に移っていつている訳ですよ。1番今の子供の荒れを直すのは何かと言ったら、大人の社会しっかりするしかないのだと私は思うのだけれども、学習の中で競争が学習の動機になっているというのが、今の現状だそうです。学習は社会や自然の仕組みが分かるから面白いのであって、競走中心の教育はテストの問題をいかに早く解けるかという事が中心になっているという事で、ここからやはり分からない事も、学校の教育が授業が殆どですから、1時間だけ休憩を挟んでいくと5時間も全然分からないのをじっと座っているのは、大変な事だと思うのです。3割とか5割の人達の状況。

ある中学校で、非常に荒れてどうにもならない男子生徒がいて、学校の先生方が注意し

て何故そうなんだろうと、注意して見ていたところ、その生徒はカタカナと漢字が分からない中学生だったんです。小学校の時代、ひらがなしか覚えてこないで中学生になった。そしたら給食の献立表にはカタカナと漢字がある。本人はカタカナと漢字が読めないから、いてもたっても堪らない訳なんです。それで、この子はカタカナと漢字が分からないのだから、先生方共同でカタカナと漢字を教えたんだそうです。それで、メニューの書いてあるやつが読めるようになって、その生徒は、俺は馬鹿じゃないんだと初めて気付いたんです。いきいきとしてきた。こういう分からないまま、ほったらかして置かれたら、荒れるのは当たり前だと思うのです。こういう、本当に分かるような教育をさせる事が、それは教育基本法の本旨だと思うんです。そういう意味で、教育基本法を変えるなんていうことは絶対に私は阻止するべきだと、各教育委員会も是非、教育委員の皆さんも、教育基本法を読んで頂いて、国に対してこれは、今まで教育基本法のとおり実施してこなかった事が、こういう状況を生んだという事で、ひとつ反対の立場をとって頂きたいなと思います。

昨日ですね、民主党、日本共産党、社会民主党と3党でもって、教育問題で二つの法案を提出しました。それは30人学級法案なんです。全ての学級は30人にする。ところが国のやっているのは40人学級基本にして、ある教科、同じ教室の中で差のつくような難しい教科については、20人の学級を作っても良いなんて、どんな事をしてやるのかなと不思議に思うのですけれども、こういう事は言ってますけれども、野党が出した3党で出したのは30人学級の実施と、そして子供達が本当に分かる、授業時間分からしないで座ってなければならないような状況無くする事が、青少年の荒れを防ぐ事になるだろうと思うし、是非そういう事防ぐために、教育基本があるという立場にたって頂きたいなと思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）非常に難しい問題かなとは思いますが。この教育基本法の改正に当りましては、その学識経験者の中でも賛否両論があるところでございまして、ただ、ある専門家の話によりますと仏を作って魂が入っていないという表現をしている学者がいっぱいいました。そんな事で、この教育基本法といのは非常に憲法的な要素がある訳です。それを変えるという事はどうなんだ、変えても今言ってる学力低下が良くなるとも、ならないとも限らないというような色々な説がございます。そんな事の中で、非常にこれから国が中心となってそういう学識経験者の中で検討されていくのかなと思いますが、今申し上げましたように、きれい事ではいけないある程度、身近な現実味のある表現に変え

ていくことも必要かなという表現もありまして、私にとっては中々勉強が足り無いものですから、そこまでは分からない訳ですけど、いずれに致しましても基本的には私個人としては、これは素晴らしい基本法だと思っております。そういうことでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。はい、8番。大沼議員。沼高生徒の自動車免許取得と在学中の取り扱いについて質問して下さい。

○8番（大沼恒雄議員）8番、大沼です。教育行政について質問させていただきます。ただ、要旨の説明が若干不足しまして、道立沼田高校について教育委員会の所管ではないのかなと半分思いながら、でも沼田高校に通っている生徒は沼田の人間もいるし、親も沼田の人間がいるという事の中で、多少問題が最近出ていてどちらに指針を持って行っているのか分からないという、そんな中身の中から教育長に若干質問させて頂きたいという事なのでご理解頂きたいと思います。

ご存知のとおり、高校3年生になると18歳になると免許を取得できる訳ですね、これは道交法でも決まっておりますし、高校生が取っちゃいけないという規定も特別見当たらない訳なんですけど、たまたま高校3年生になりますと、5月くらいから進路指導、3者面談というのですか、これが始まりまして、だいたい進路が決まった頃に色々話が出てくる。ただ、学校側から言わせますと、進路が決まっていなくて免許を取る事が認可できないとか、許可できないという話になっている訳です。その理由が1点ひとつ全然はつきりしていないので、父兄の方にも戸惑いが出ている。この戸惑いを学校側にただしても、的確な答えが出てこないのだという事が去年のうちから何軒か私も話を聞いておりますし、教育長の方にも違う意味で質問がいつているのではないかという事もあるかと思います。

免許につきましては、何故そういったことで取れないのか、自動車学校のからみでいいますと、自動車学校にしてみれば冬期間の講習料金と夏の間の講習料金と若干違うよと、それで進路が決まっていなくても決まっても、できれば申し込んでおいたほうが徳ですよという事で、親御さんの方に見れば何千円が安い部分での自動車学校の試験をうけたいのだと、ところが申し込みに行くと学校の許可証が無いから駄目なのだと、それで学校に聞くと、進路が決定していない。もっと言えば、農家の人の、自分の家に就職するのにも就職証明書を持って来いと、非常に乱暴な話になってきているのかなと、そこまで父兄それから生徒に対して学校側が圧力とは言わないまでも、説明の出来ない理由というのは何があるのかと、この間から思っている次第でございます。在学中の取り扱いについては、

学校側で父兄と相談しながら決めればいい事ではないかなと思うのですが、教育長答えずらい部分があるかと思えますけども、その辺を教育長の見解をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）大沼議員は内容を知って、質問されているようでございます。私の立場からしますと、こうしなさいああしなさいとは言えない立場でありまして、早速ですね一応、町とともに今の３点セットのひとつに自動車の免許取得が入っておりますので、そんな事でひとつご理解をしていただきたいということで高校にとりあわせをさせて頂きました。その校長の答弁を聞きますと、その進路が確定しない生徒には自動車学校に通う事を許可していないという理由のひとつには、高校はまず学業を本分としているという事です。ですから授業に専念して頂かなければならない。という事は、進路確定している人は、それで合格したり内定されたりして、ひとつの高校の授業は勉強が自分なりに終わる訳です。学校としてもひとつ終わる訳です。そうしますと、まだ決まってない人についてはこれから進学をしなければならない、就職試験をしなければならない。そんな中で、そういう自動車学校に通うことは、これはその生徒のためにならないという事で許可をしていないという事がまず１点でございました。

それから２点目なんですけど、これは生徒の将来を考えてという、そういう表現をしておりました。それはどういう事かといいますと、高校生の籍は一応３月３１日まで高校にあるという事でございます。その間は、高校に全ての責任があるという事で、校則のルールを守ってもらう。そういったこともひとつの教えになるという事、それから生徒の命を守る使命が学校にあるという事で許可をしないのだという二つの理由から、進路確定しない生徒には自動車学校に行かす事は許可していないのだという事でございましたので、ご理解頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、８番。

○８番（大沼恒雄議員）一再一 教育長については前向きに調べて頂いたと思う事で感謝はするんですけども、ただ、学業を本分としているという事も１点。それから、生徒の将来も考えて、３月３１日までに在学期間があるから学校に責任があるという事だったんですが、卒業式がだいたい３月の２日ですか、それが終わってしまうと学校側では車に乗るのは認めていますよという事なんですよ。そうすると、３月３１日まで車に乗っちゃいけないよというのなら、これはこれでわかるのですが、それから進路が決まっても決まっ

てなくても学習期間というのですか2月からの、その時点からは免許は取りに行ってもいいよといっているんですよね、ですから4月の18歳になる子は、早ければ4月の2日からなれる訳ですよね、18歳になって免許を取る資格は出きる訳ですよ。それがたまたまその次の年の2月になって学習期間にならないと、何故免許がとれないのか、その時に進路が決まってなくても免許は取れる訳ですからね、だからその矛盾の事を言っているんですよ。

それで、今の学校側の校長先生が持っている権限というものに対して、私が教育長に対してどうこう言えといっているのではなくて、あくまで学校側のいっている今の主張に対して少しの食い違い、それから親が納得していないという食い違いですよ、俗にインフォームドコンセントが全然出来ていないんじゃないか。その所に、教育長が言いづらいか言いにくいかわりにしても、その例えば助言だとか援助だとかというものはある程度もう1回話し合いをもっても良いような感覚が私の方にはあるんですよ。それが、先程橋場さんの方からも教育基本法だの何だのと色々ありましたけれども、学校教育法の中にも、目標だとか目的だとかありますよね、その中にも高校生になると、とにかく専門的な学習の取得みたいな物も付いてくる訳ですよ。免許というのは私立派な国家資格だと思ってますから、今、就職するのにこの就職難にですよ、免許も例えば持っていない、パソコンの資格もない、これ就職にはかなり不利になりますよ。それが2月からはいいよという事になった時に、2月3月と大変忙しい時期に、沼高の生徒だけじゃないですよ来るの、他の学校の生徒も来るし、一般の人もあるんですよ。その辺の現状は、自動車学校の方でもパニックを起こすくらい、ゆるくないんです。その一番大事な高校生のその卒業時期に、どうしてわざわざこういう事をぶつけるのか、それが今の親がみんな思っている疑問点なんです。確かにさっき言われた、生徒に対しての責任がある、それから勉強一生懸命していい進路を見つけてくださいという先生の気持ちも分かりますけども、ただ夏休み期間であるとか、冬休み期間であるとかそれは親が頼みに行ったときには、いいですよというくらいのもんというのは、折角その沼田高校間口対策だとか町が沼田高校に対して助成というか、3つの方法を色々出してやっているわりには根本的な大事な、なんとなくちょっとしたくだらない話が、噛み合っていないのじゃないかなと思うのです。今の高校生の間では、深川に行ったら取れば、学生だという身分を明かさなくて取れば取れるとか、そういう事もある訳ですよ。

だから、一番肝心の根幹の親と学校とその話し合いが、こうこうだからこうだとい

うのではなくて、もし教育長がその援助とか指導とか、話し合いの接点を見つけれるような形が取れば一番私は良いと思うのですけれども、教育長それは越権行為になりますか、お尋ねします。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）最後の言葉ですが、一番先に申し上げましたように、私の立場からはそれは言えないという事です。それと、何故学校でそれほどこだわるかという事は、問題は就職の決まった方がもし、学籍のある3月31日までに仮に事故を起こした場合、これはやはり行政処分も必ず出てくる訳ですね、行政処分が出ると内定した就職の取り消しが出てくる可能性があるんです。そういった事を心配して、許可していないという事です。卒業式終わっても、それは免許証は持っている訳ですから、保護者の方が持っている訳ですから運転させようと思えばさせれるのですが、もしそういう事故があった場合に、そういう事がありうる。そこを心配して学校としては、無茶をしないようにという、これは父兄とその生徒との信頼関係ですという事でございました。

まあ、それと当然就職内定を取り消すのもそうですが、学校としてもそれは処分しなければならない。そうすると、たまたま卒業式を終わってしまえばこれは別ですが、もしそれがその前に事故を起こして、行政処分がきて一方的に過失がこちらにあるとした場合、学校としては停学処分、退学処分の措置をしなければいけない。こういった色々な問題がある訳です。ですから、そういった事を考えて、生徒のために考えてこういう規則を設けた中で運営している。こういうような事でしたので、これ以上になりますと後はひとつ高校の方に聞いていただければ良いかなと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再々ー 免許証を取る事と、高校生が免許証を取った後にどうするか、それは当然心配事も分かりますし、それはまた別な問題なのかなと私は思っているんです。免許は18歳になったら法的に取れるんですから、ただ学校側として、こういう事があつたら困るから車の運転はさせれないよ、それは自粛して下さいという気持ちも分かります。ただ、卒業してしまつたら3月31日までに在籍期間があるのに、卒業したらなんぼ乗っても良いんだよと、今現状そうやって乗って歩いているんですから、そういった事が話の接点というか、不具合だよと、何故かというのは僕等も何回聞いてもよく分からないんです正直言って、それで親も相当怒っている親も一杯いるんですけども、今教育長言われるように、あと校長と何とか話して良い接点見つけてくれと言う事であれば、

そういうふうに致しますけれども、ただ3回目なので町長もしよければ町長の見解も私聞きたいと思うのですけども、議長いいですか。それで終わります。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）自動車学校の立場は、お話の中にありました手の空いている時にたくさん生徒が来てくれれば一番在りがたい訳でありますけども、いま教育長の答弁の中にやはり、いくら18になってもまだ学業の途中だということですね、その中で将来の子供にとってやはりその事がいいのかどうかという事を、十分学校で論議をして決めていらっしゃる事なんだろうと思いますので、その辺は私の方、教育長が言いにくいという事になりますと、私の方はなお言いにくい立場になりますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これを持って一般質問を終了致します。暫時休憩を致します。

11時55分 休憩

14時00分 再会

（専決処分の承認）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

14時01分 橋場議員 退室

○財政課長（辻山典哉課長）承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成13年3月8日提出、沼田町長名でございます。

（次頁、専決処分書朗読後、別冊、専決第2号を朗読、説明）

14時03分 橋場議員 入室

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、14番。

○14番（杉本邦雄議員）除雪に関しまして、おそらく600万円については町の方の除雪かなと思いますが、たまたま交通事故に関連して、標識というのですかマーカーというのですか、こういうのが町道にたくさんある訳ですが、たまたまカーブの所の除雪がセンターが狂っている。今年は特別吹雪が多かったという事で、マーカーどおり走っていたら、ぶ

つかってしまった。こういう例があるようです。そんな事で、出来るだけ、今年は特別かと思いますがそういう事が見込まれる年については、そういう所も除雪をして頂けるように、事故のないような町にという事でお願いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）今、ご指導頂きました点につきましても、来年度に向けまして考慮してまいりたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認する事に決しました。

（一般議案）

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、議案第37号。平成12年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第37号。平成12年度沼田町一般会計補正予算について、沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年3月8日提出。沼田町長名でございます。

（以下別冊第7号、平成12年度沼田町一般会計補正予算について朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明の途中ですが、ここで休憩を致します。

15時16分 休憩

15時30分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。引き続き、財政課長の説明を求めます。

（財政課長説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番。

○10番（山木一男議員）10番。14頁スコーレセンターの利用状況並びにほたる館と

白樺館と両方足して減額で、7,600万ですか、それでその方の逆に費用が27頁において、4,400万ですか。そうすると、素人計算でいくと3,200万円の赤字という具合に括弧なんですけども、そういうことでよろしいですか。

○議長（吉田好宏議長）総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）ただ今のスコーレセンターの関係、収入が確か7,000万。14頁、更に15頁に600万と、支出が、27頁に真中あたりで4,400万円の減という事で、大体3,000万程度が、今年特に収入の方が思ったより少なかったと、合わせて支出もそれに伴って支出の材料関係が減るという事で、そのような事で約3,000万円近くが減でないかという事で計算しております。まだ3月末まで決算はいつてませんが、そういう予測の基での予算を作ったという事でございます。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（山木一男議員）-再- 多少の赤字は我々も良しとしている訳ですけども、実際にもこの3,000万円となってくると、かなり高額だなあというような感触を持っております。理事者サイドにおいては、どれくらいまでが許容範囲だというものがあるかと思うので、その辺を後ほど聞かせてもらいます。

それともう2点。それで次は、31頁の一番下の、児童の関係ですけども、チャイルドシートが全く利用がなかったと、何かこれ原因があったのではないかと私思うのだけれども、その原因をどう捕まえているのか、ちょっとお伺いを致します。

それともう1点は、43頁の例の有森さんの講演の件ですけども、これは13日ですね。ここで多少減額をして、皆さんから聴衆料を取るという事でやっているんですけども、現在のところどれくらいの見込みになっているのか、ちょっと伺いを致します。入場者の見込み数です。

○議長（吉田好宏議長）助役。

○助役（市橋忠晴助役）今、ほたる館の経営状況につきまして、説明ありました。ご存知のように、今年の執行方針の中でも経営が厳しいというような事で、色んな要素が固まっております、そんな中で、過日も臨時取締役会の中で状況も説明しておりますし、また、各向こうの管理職等につきましても改善策という事で、講じている訳でございます。

ただ今、どれくらいの過去の赤字があるのかという話がありましたけれども、だいたい地元での消費あるいは原材料の購入、それから雇用の総出ですとか地元における利用状況ですとかという事をしながら、今までも3,000万前後につきましては、何とかこの繰り出

しの中でやれるのではないかなという事で、理解を得た中でやっている状況でございます。

それで今、総務課長の方からもちょっと話ありましたように、今年につきましてはまだ決算出ておりませんが、なんとか3,000万前後でというような事で今、3月最後の追い込みで努力している訳でございますけれども、そういう状況であるという事でご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）児童福祉費の、総務費の中のチャイルドシートの購入助成金という事でございますが、これはそれぞれ交通関係の子供を乗せた場合に、チャイルドシートを義務付けられておりまして、色んな所得等の制限を設けた中で、詳しい要項等につきましてはちょっと今〜〜〜にありませんが、決まっております、それによってそれに該当する方に、1軒につき2万円の助成制度を持っております。

実際本当に、活用される方が今いないような状態でございますが、たまたま今ここで3名分。1軒に2万円ですので、3名分の予算を残してございますが、今お一人の方が、申し込みするかなという状況でございまして、それ以外の方々についての今後見込みが無い分をここで落とさして頂いた。新年度についてはまた、精査しまして若干人数が40人分の、ここで見ているのですが、これだけの多く方の利用が少ない状態ですので、もう少し精査して新年度予算で予算化したいなと思っております。

○議長（吉田好宏議長）次長。

○教育次長（江田哲郎次長）現在何枚売れているかというご質問と思っておりますけれども、ただ今まだ、最終的な数字を抑えておりませんので、後ほどご返答致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、10番。

○10番（山木一男議員） - 再々 - ほろしん温泉については、3,000万がだいたい許容の範囲だという助役の判断ですけども、後ほど又これについては予算委員会でゆっくりお話をさせていただきます。

それから、チャイルドシートの件についても、何か我々に貸し付け用件が厳しいのではないかと思うのですね、助成用件というのか、とすれば今年もやはり20名何がお子さんが誕生しているのに、全くゼロというのは考えられない理屈なんです。折角こういうものを作っても、貸し付け用件が厳しくて借りれない。助成を受けられないのでは、値がないですね。それについてまた、予算委員会の中でじっくりまたお話をさせていただきます。まあ、お答えがあれば。

○議長（吉田好宏議長）どうぞ。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）このチャイルドシートにつきましても、生まれた方が全てこのチャイルドシートを利用するという事でもないと思います。実際、それぞれ自分の親戚その他です、お持ちの方がそういうやつを貸したり、貰ったりなんかしますと、そういう事でかなり利用されているようでございますので、そういう方のいない方、単独の方については、こちらのを適用してほしいんですが、今お話しありましたように又、予算委員会の中でその辺の関係また協議させて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（谷口清治議員）谷口でございます。今の、31頁のチャイルドシートの関係で、これともう1件、質問したいと思いますけども、確かチャイルドシートは少子化対策という事で、国から基金もらっているんだよね。1千万かい。あの、利息上がってきているよね。去年もこの問題で、ちょっと審議した問題あったんだけど、今回成果が得られなかったという事であれば、これを仕方がないとして、やはり少子化のために1千万の金を国から頂いているんですから、来年に向かって良い活用がないか考えているかどうか、それをひとつ伺いたい。

それから、もうひとつ38頁の、雪の関係でございますけれども、何かこの議場で言っていないかどうか分かれませんが、実は国の国会で、公明党だと思いますけども、雪の関係を随分誉めた、僕ちょうどそのテレビを見れなかったんだけど、何か沼田の雪中米の事を随分誉めて、その話が出たという話なんです。その答弁があったと思うのだけれども、その関係について町で何か録音か何かしてあったか、あのあれば後からでもいいんですけども、その録音を聞かせて頂きたいと思いますので、やはり、そういう関係については、僕等も関心を持っているものですから、勿論、撮ってあるでしょう。この2点だけです。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）今です、少子化対策の1千万というのは私どもの町は、図書の購入費に充てていますのでチャイルドシートには該当していないんですよ。ですから全く町の単費でチャイルドシートはやっていますので、誤解をされているかと思います。

もうひとつの今の国会で質問があったというのは、この間の農業振興課長にも聞いたんですけども、実際に雪エネルギーの認定の関係で随分熱心に質問をして頂いてですね、昨年8月に雪が新エネルギーに該当するだろうと、媚山助教授から連絡あったんですけども、残念ながら昨年はならないんです。今の所、そういう質問ですとか、昨日も答弁で申

し上げましたけども非常に国土庁ですとか、開発局ですとか、今の雪の実験状況を見る方が非常に多くなりまして、そういう意味で非常に高まってきているのかなと思ひまして、これもやはり今年の8月ころには新エネルギーとして雪は認定されるのではないかと。そうすると、雪を使った色々な私どもの事業が、補助の対象に結び付いてくるだろう。そんな今期待をさせて頂いております。ビデオはですね、今、矢野課長の方でも道の方に、是非撮ったのを貸してくれと交渉中なんですけど、どうもはっきり分かってはいませんので、分かり次第またご連絡します。

○議長（吉田好宏議長）ほかに。12番。

○12番（吉田俊一議員）18頁と19頁。1、2点質問したいと思ひます。先ほど説明がございました、道補助費1,500万ですね、これ今回は新規の歳入であるという訳でありますけども、この社会教育に使われる1,500万について、どの程度の関係でもって、どの方面の方へ使用できるか使途の方をお知らせ願ひたい。

それと、19頁に、農産加工場の1番下段であります。売払いの関係ですけども、これにつきましても、色々とハプニングがありました現状から察しまして、何かそういう事が引き金となって売上が落ちたのか、それとも販売実績が不振だったのか、そこらへんの関係についてご説明が出来れば願ひを致したいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）18頁の北海道地域政策補助金、1,500万につきましては、継続費で事業実施致しております、生涯学習総合センター。この事業財源として、道単の補助として受けるものでございます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）生産物の売払い収入で、農産加工場の関係でございまして、19頁で2,330万円の歳入の減。関連致しまして、37頁で農産加工場費で、これが2,391万7千円。やや同額、今回補正を頂くものでございます。特に全体的な減収あるいは、歳出の減でありますけども、不況、買い控えといいますか、そういった影響も結構ある訳でありますけども、特に商品別に、特にとしゅつした物はございませんけども、若干トマト等の売上げ、更にトマトの加工に係る原料、こういった物がそれぞれ歳入歳出の中で減となつてございます。

更に大きな要因として、外注分の加工品。こういった物も当初、計画一部あった訳でありますけども、これは品目ではサザエこれらの加工、これ一部あった訳でありますけども、

これらが委託分で減となったと。それに関連致しまして、歳入歳出の減と。そういう内容でございますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（吉田俊一議員） - 再 - 理解は致しましたけども、中々生産費でございますので、非常に大変な作業があるのかなと思ってますけども、最近私の承知する範囲では、数品目の色々な缶詰等が出ておりますね、あぁいった缶詰等々をもう少し幅広く、サザエの1件出ていましたけども、それらにつきましても、またフキの加工その他カボチャですか、非常に空けて見ても決して、味も十分な味であると思っておりますので、そこらへんをもう少しPRを良くして売ってもらえれば、おそらく相当まだ売れる販路があるのでなかろうかと思っておりますけども、そこらへん課長の敏腕でどの程度今後また、売上げを増やしていくための販路を拡大できるか、そこらへんもう1度今後の見とおしについて若干お聞かせを願いたいと思っておりますし、それと先ほど忘れましたが、26頁で、高穂のコミセンの設計費が、これが自賄いで出来た。私このような関係につきましても、当然沼田町でも、1級建築士さんもらっしやるし、それぞれ非常に腕の良い方がいらっしやる訳ですから、出来るだけこういったものにつきましても、出来る範囲は沼田町は自賄いが出来ると、ここでも設計費が300万くらい浮いた訳ですね。これ当りに私は、大きく敬意を祓いたいし、今後ともそこらへんをひとつ強調してやって頂きたいと思っておりますので、ご答弁はいりません。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）先ほど申し上げましたとおり、不況による買い控え、こういったものが原因として表現致しましたけども、そういったものは直接ですね加工場を運営する収支の中では決してとしゅつする理由でもございませんし、特にご指摘のように、そういった理由は別に致しまして更に、この不況の中に販売が少しでも現状維持あるいは、増加するように、そういう観点でパッケージ、あるいは先ほどご指摘頂きましたPR、そういう部分で力を注いでいきたいと思っております。特に、また新年度予算で出てまいりますけども次年につきましても、加工場の一時的な休業と申しますか、工場内の補修等がございますから、11カ月程度で1年間の操業売上げ。こういうきつい条件もありますけども、最善の努力をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）また、農産加工なんですけども、これ37頁と19頁みると、これ在

庫があるという事ではないのでしょうか。それだけちょっと聞かせて頂きたい。それから、結局これを作ってくれという注文がないのと、それで売上げが減ったという事であれば当然在庫がない訳ですよ。それで良い事なんだけれども、あの、竹の子缶詰の量は、昨年とその前の年との、どんなふうに生産量が違っているかもし分かったら教えてほしいんです。

それから、生涯学習センターの12年度事業終了によって、9,700万減額したというのは、12年度にやらなきゃならなかった仕事で、こんだけ残ったという事なのか、それとも、もしそうでないと過大見積もりというか、見積もりに狂いがあったのではないかという事になるので、どっちなのか。

○議長（吉田好宏議長）最初に、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）19頁に生産物の売払い収入で、補正後の額が9,282万2千円となっておりまして。歳出の合計と、若干差がある訳でありますけれども、これは貯蔵在庫の評価ではなくて、これには椎茸の売上げ、特用農産物として本年試験を致しまして、それらの売上げ収入が入っておりますから、歳出より歳入が上まわっております。

それから、竹の子との関係でありますけれども、昨年はその原料の確保に色んな用件がございまして、苦慮した所でございますけれども本年につきましては、ある程度割り当て、そういうものも緩和されましてある程度地元で従来どおり、量的にはちょっと心配でありますけれども、幾分そういう中で確保が可能である。このように理解をしております。

特に全体的な農産加工の売上げでありますけれども、平成11年では1億1,700万程度でございます。本年が、約9,300万でありますから、それらの数百万の差が前年に比較して売上げ減と、このような運営状況でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）生涯学習センターの、年度割りの事業費の関係でございますけれども、ご承知のとおり降雪が早かった事、あるいは寝雪が早かった事、それから寒波による真冬日が非常に多かったというような事と、設計には防寒費を計上しておりますけれども、当初の施行計画では予定した事業量を進捗できるというような事でありましたけれども、そういう理由でもって無理をしなかったというような事がございます。

この残った事業につきましては、平成13年度で十分実施出来るというような事がございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、その外ございませんか。3番。

○3番（室田俊朗議員）3番、室田です。簡単に質問致したいと思います。課長、中山間の関係なんですけど、今回平成12年度の補正予算でそれぞれ収入の関係、支出の関係でおりますよね。一般質問の中では、それぞれ12年、13年度一緒にやるという話ですが、この中ではどういう処理をされる予定か、お聞かせ願います。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）確かに説明の中では、急傾斜と緩傾斜の分がありますから、次年に繰り越してという表現をした訳でありますけども、当該年度のこの今回の補正で、議決を頂いた額、これはそれぞれ補助金歳入となりまして、歳出これはこの金額どおり出向致します。これが、今、協定の関係ありますけども例えばその名称を、中山間地域農業生産組合だとか、そんな事も考えられる訳でありますけども、いずれも任意の協定部落、そういったものを組織化をして、そこに交付をしたい。この交付されたお金は、実際協同取り組み分、これらについては今年度実施をしないで次年度に急傾斜と緩傾斜と合わせて、事業が実施をされる。そういった事が望ましいのではないだろうか。そういうふうに考えておりますので、一度出したお金、地域に出したお金を全て使い果たさないで、次年に協同取り組み分として消化をするといいますか、事業を執行する。こういう方法でございます。

○議長（吉田好宏議長）3番。

○3番（室田俊朗議員）-再- そうすると、直接この中味は個人には配分されないという事で理解したらいいのか、それともある程度協議会の中にストックをしておいてという事なのか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野潔課長）基本的には、一括その組合に交付を致します。これが、農地の管理者分として2分の1が交付される訳でありますけども、これはあくまでも基本でありまして、これからその協議会の立ち上げ、それから地域合意形成、そういったものを図っていく訳でありますけども、必ずしもその2分の1が生産者に交付されるとは限りません。その中で、2分の1の4,000円が、たまたま2,000円になるかもしれません、というのは協同取り組み分プラスアルファで地域の協同事業、そういったものが出てくれば、当然2分の1以内でありますから、そういう意味で本人には交付される。こういう事で、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか、他にございませんか。14番。

○14番（杉本邦雄議員）14番、杉本です。32頁の沼田保育園だと思いますが、12月にも200万程減額されていて、更に220万ほど減額という事ですが、これはやっぱり基本的に、燃料が高いという事なのか、子供が減ってどうにもならないという事なのか、そのへんどういうふうになっていますか。

○議長（吉田好宏議長）建興福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）この保育所の関係ですが、今、ご質問ありましたように、12月の段階で2千万円の減をさせていただきました。先ほど財政課長の説明の時もありましたが、その減の段階でそれまでの精査した数字ではなく、弾力性をもった運営費を出させて頂いておりまして、それで今回最終精査する段階で、200万の支出の減をしましたが、これと関連しまして実は、分担金の方ですが分担金の方につきましてはそれぞれ時期、段階までの、それぞれ個人の保育料の徴収金ですね、そこで精査していますので今回603千円増額になっていますが、それは新しく入られた方々の負担金の増。そんな事で処理させて頂いているものですから、今回ちょっと200万ほど減額させて頂いております。

実際に利用されている方、60人に対して大体50人くらいという事で、その10人分の入園児。その分が、全体的に減になったという事でご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）14番、よろしいですか。ほかにありませんか。2番。

○2番（野 道夫議員）野です。20頁でございますけれども、農業振興基金の寄附金の100万円。そして商工観光の指定の寄附金の減の3,473千円それから、生涯学習センターか何だかで2,199千円の寄附があるわけですが、この理由をですね教えて頂きたい。という事は、寄附の名前が無いものですから、ちょっと私お聞きしたいな、もし議員とか何かであれば、これはおそらく名前出せないだろうと思うから、名前が出していないから議員が出したのかなという感じがしているので。そういう議員はいないと思うけど。それをちょっと教えて下さい。

それと21頁の産炭地の交付金ですが、これは町こんの時も町長の方から、色々なお話もしておりました。～～～指定については外された場合については、14年から沼田の場合には交付金がかかなり減っていくのかという事もちょっと説明をしてもらいたい。

それと27頁の関係で、スコーレセンターの関係について先程から議員の方からも、色々質問ありますけれども、やはり5億ぐらいの予算の中で、3,200万の赤字が出ているという事は、普通企業でこれくらいマイナスになった場合、中々これから企業興していくといったら大変だろうと、それで私は先程助役の方から説明しておりましたが、やはり議

員の方から質問のあった内容では、将来の設計というものをまず皆さんに説明して置いた方がいいのではないだろうかという事で、現在の職員が20名おります。これを10名位に減らしてやるとか、それから歓迎用のバスがございすけども、これは私が申し上げたら、無理な事とは思いますが、バスは学校スクールバスと営業用のバスの路線が変わると、運輸関係でそういう形にならないのかなと思いますが、もし、そういうものが、あそこのバスが人が来ない場合とか送り迎えしなかったら、あのバス黙って遊んでますから。ああいうのを有効に利用出来ないものかな。こういう事の3点ほど、申し上げておきますけども、ちょっとお知らせ下さい。

○議長（吉田好宏議長）財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）まず、寄附金の関係でございすけども、農業振興基金の指定寄附金として、100万の増を今回致してございすけども、これにつきましては、ストックヤードを建設した折に、農協の方から毎年100万の、計画上12年から19年までの間で、100万ずつの寄附をするという状況の中で今回100万の補正増を致したものでございす。

それから、商工観光振興の指定寄附金でありますけども、これにつきましては、先程申し上げましたとおり、明日萌駅の中村旅館に協力金の募金箱を設置を致してございまして、これにつきましてはその取り扱いについて不明朗にならないように、指定寄附金という扱いで歳入をしたという事から、補正額で347万3千円を減額致しておりますが、寄附金の原型で152万7千円がいわゆる、中村旅館の協力金として上がったものだという事でご理解を頂きたいと思います。

なお、生涯学習センターの建設基金の指定寄附につきましては、これは町民の方から指定寄附があったものでございすけども、これは、大口で1件、よろしいですか。これは、町葬の折りに西森さんの遺族の方から寄附金があったものを予算計上したものでございす。

それかた、産炭地域振興臨時交付金の関係でございすけども、産炭法の中で本町が政令指定という中で、制度的に一部受けられる条件の中で変更が生じてくるという状況はありますけども、当町が今臨交金として受けている交付金の中に、今回計上致したものは、特定事業というものと促進調整という2つのものがある訳ですが、これにつきましては国のメニュー事業にのって行った事業の、その負担割合に対して交付金が生じるというものでありますけども、今回の政令指定の中においても、13年度中に着工するものについては、この交付金については5ヵ年経過措置として、交付金については当るという事でござい

す。以上です。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）温泉の関係については、本来社長であります助役の方から答弁すれば良いのですが、先日取締役会の臨時の会合を開きまして、経営状態今3,000万ぐらいと言っておりますけども、おそらく私の見方では取締役会で申し上げましたけども、4,000万ぐらいは行くだろうと予測はしておりますけども、それだけ非常に厳しい環境だという事をご理解頂きたいと思います。まあ、道々の土砂崩れによる通行止めがあったのも、大きな影響を及ぼしてはいるのですが、今年の吹雪ですとか寒波の影響、これも大きな影響がありますし、色々な用件が重なってそういう状況になったろうと思います。それで助役の方から説明なかった部分では、私どもとしてもやはり、そういう事態を切り抜けるために6月12月と、それぞれ勤勉手当のカットをやってまいりました。

しかしながら、それにしてもまだ厳しい状況だという事で、先日の臨時取締役会で期末手当の削減も一部実施をさせて頂いたところでありますけども、それでも、そういう状況をしながらも来年度4月以降の運営というのもまた、厳しい見通ししかたたないという、その中で今議員が言われるようにどういう経営をするのだという事でありまして、これは先の臨時取締役会でも、5月の取締役会総会の時に抜本的な改善策を示したいという事で了解を頂いておりますけども、改善の中味というのは非常に厳しい内容といえますか、そういうものをこれから内部でよく検討させて頂きながら、提示をさせて頂きたいというふうに思っております。

それからご提案あった、バスにつきましては、どういうふうになるか分かりませんが、今、規制緩和の関係で路線バスが自由化になる訳です。それで既に前に申し上げたかと思いますが、北空知バスからは多度志線の撤退といえますか、そういうお話がきておりますし撤退をしないのであれば、赤字分を補填して下さいという事でありまして、私どもとしては建設課が担当するか、地域振興課が担当するかどちらかまだ決めておりませんが、総体的に沼田の、今の国鉄バスなども視野に入れながら温泉と、東部方面に向けてのバス、それからスクールバス、福祉バス、これらを全体をどういうふうに運行していくかという事を、総体的に13年に考えて行きたい。そうしなければ、赤字の路線が次から次へとそういう手を打たれる可能性がありますので、それと東部方面の住民の皆さんの足の確保。そういう面から言っても、一連の複合のバスを町が走らす事によって、そういうものが解決するのかなという思いもありますので、1年間ちょっと検討させて頂き

たいと思ひまして、これらについては各委員会に又、取り組みの状況ですとかご意見を拝聴させて頂きたいと思っておりますのでご理解頂きたいと思ひます。

○議長（吉田好宏議長）その外にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第37号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。休憩を致します。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第38号。平成12年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園長。

○和風園長（半田昭雄園長）議案第38号。平成12年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成12年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年3月8日提出。沼田町長名でございます。

（以下別冊第3号、平成12年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第38号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第39号。平成12年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園長。

○旭寿園長（野原耕次園長）議案第39号。平成12年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、平成12年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年3月8日提出。沼田町長名でございます。

（以下別冊第4号、平成12年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第39号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第40号。平成12年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第40号。平成12年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について、平成12年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成13年3月8日提出。沼田町長名でございます。

（以下別冊第4号、平成12年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありません

か。１０番。

１６時４０分 吉田俊一議員 退室

○１０番（山木一男議員）１０番、１１頁の高額医療の関係ですけども、色々調べてみるとかなり用件が厳しいんだよね、病院が違ったら駄目だとか、同じ病院でも診療科目が違ったら駄目だとか、こういう事なんでしょう。沼田町独自にこれは決まっているとすれば、同じ病院なら診療科目が違ってても良いとかというような事にならないものではないのでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）今現在の所では、国の制度に基づいて実施しております。町単独で、緩和をせよということになりますと、中々私の今の立場ではやるとか、やらないとか言う事はできませんので、まあ。

１６時４２分 大沼議員 退室

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第４０号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

１６時４３分 吉田俊一議員 入室

○議長（吉田好宏議長）日程第８、議案第４１号。平成１２年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第４１号。平成１２年度沼田町介護保険特別会計補正予算について、平成１２年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１３年３月８日提出。沼田町長名でございます。

（以下別冊第２号、平成１２年度沼田町介護保険特別会計補正予算について朗読、説明）

１６時４４分 大沼議員 入室

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありません

か。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。
ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第４１号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第９、議案第４２号。平成１２年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４２号。平成１２年度沼田町老人保健特別会計補正予算について、平成１２年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１３年３月８日提出。沼田町長名でございます。

（以下別冊第２号、平成１２年度沼田町老人保健特別会計補正予算について朗読、説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。
ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第４２号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

１６時４６分 谷口議員 退室

○議長（吉田好宏議長）日程第１０、議案第４３号。平成１２年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第４３号。平成１２年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、平成１２年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１３年３月８日提出。沼田町長名でございます。

（以下別冊第４号、平成１２年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について朗読、説明）

１６時５０分 谷口議員 入室

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。８番。

○８番（大沼恒雄議員）個別排水の関係でお尋ねしたいのですが、合併処理の関係、今年は何基ほどつけたのですか。

○議長（吉田好宏議長）本日の会議時間は、補正関係の議案終了まであらかじめ延長致します。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）１７基と記憶しておりますが、ちょっとすいません。（大沼：大体でいいです。今年予定は、２０でしたか。）２０基を計画しておりましたが、実績としては１７基ということでした。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第４３号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１１、議案第４４号。平成１２年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第４４号。平成１２年度沼田町水道事業会計補正予算について、平成１２年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１３年３月８日提出。沼田町長名でございます。

(以下別冊第3号、平成12年度沼田町水道事業会計補正予算について朗読、説明)

○議長(吉田好宏議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。9番。

○9番(横山忠男議員)9番、横山です。6頁のところに未収金で35,538,120となっている。これは、水道料金を払っていないのか私ちょっと見方わからないのでちょっと教えて下さい。

○議長(吉田好宏議長)建設課長。

○建設課長(野々宮 宏課長)冬期間におきまして、概算請求ということでお願いしておりますので、よろしくお願い致します。

○議長(吉田好宏議長)他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮りします。議案第44号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(延 会 宣 言)

○議長(吉田好宏議長)それでは、お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会する事に決しました。本日は、これにて延会致します。大変ご苦勞様でした。

17時04分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員